

製品の自主回収の際の届け出

年 月 日	
(宛先) ○○保健所長	
住所	
氏名	
自主回収着手申出書	
製造した食品等について、下記のとおり自主的な回収に着手したので、申出します。	
記	
回収する食品の等の商品名	
回収する食品等を特定する情報 (形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等)	
食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及び数量	
回収を開始した年月日	
製造等が行われた事業所の名称及び所在地	
回収の理由・原因等	1食品衛生法違反が疑われるもの (違反(疑)内容:) 2食品表示法違反が疑われるもの (違反(疑)内容:) 3その他、健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの (1)衛生管理の不備による異常 (2)健康上の被害が生じているもの (3)行政処分を受けた場合であって、対象処分品と同様の違反が疑われるもの (4)その他
具体的な内容	
回収方法 (回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定等)	
想定される健康への影響	
担当者所属部署及び担当者名	
備考	

製品を自主回収する場合の、保健所への申出書(様式)の例です(2018年の食品衛生法改正に伴い、リコール情報の報告制度が導入されました。届出の仕組みを確認してください)。どこにどのように届け出るのか、また、誰が届けるのか、その人がいない場合は代わりの者はだれか、など、内部の関係者で必要事項を共有しておくことが大切です。

回収が終了した場合には、自主回収終了申出書などでの報告が必要です。回収した製品を廃棄する場合は、保健所の担当の方が立ち会い、最終的にマニフェスト(豆知識欄参照)の写しを提出する場合がありますので、行政に相談や確認をしましょう。

安全や品質に不備のある製品を作らない、出荷しないのが一番ですし、そのために、製造のルールや記録があります。しかし、どんなに気を付けていても、間違いはあるものです。万一回収することになった場合に、速やかに消費者に周知することは、被害を最小限に抑えることにつながります。製造記録から回収の範囲は正確に特定できるか、申出書等の文書を速やかに作成できるかなど、模擬回収訓練を行うことが有効です。



<豆知識>

廃棄物のマニフェスト

全ての産業廃棄物について、その処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名、取扱い上の注意事項などを記載したマニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付して、産業廃棄物と一緒に流通させなければなりません(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)。産業廃棄物に関する正確な情報を委託先に伝えるとともに、産業廃棄物が適正に処理されていることを委託元が把握するためです。

適切な廃棄を依頼したはずなのに、転売されていたり、山の中に捨てられていた事例があります。これらの事件では、産業廃棄物処理業者ばかりでなく、廃棄物を排出した事業者の責任も問われています。事業者は、廃棄物が最終処理まで適切に処理されていることを、AからE票のマニフェストで確認しなければなりません。現在は、電子マニフェストも利用されています。